

諸条件との相違点一覧

資料 2

項目		変更後内容	変更理由
第3条第1項 第3号	名称	「公私連携」である旨を明示するとともに、公益性と中立性を考慮した名称にし、地域住民や保護者の意見を踏まえた上で、甲乙で協議の上決定するものとする。	名称については、現時点では決定できないため具体的な決め方を記載しました。
第8条	定員	次の定員を下限とし、本市と協議の上設定すること。 設定にあたっては、在園児の進級が可能となるよう考慮すること。 <b>また、乙は、利用定員を増加、または減少しようとするときは、あらかじめ甲と協議するものとする。</b>	協定書締結にあたり、太字部分を追加しました。
第9条	開園時間等	基本開園時間は、11時間（午前7時30分から午後6時30分）とする。また、 <b>基本開園時間前は15分</b> 、基本開園時間後は30分を延長保育時間として最低限設けることとする。	開園時間等については、公立に合わせたいので、諸条件に記載してある開園時間と公立の実際の開園時間に相違があったため、修正しました。
		基本開園時間は、11時間（午前7時 <b>15分</b> から午後6時 <b>15分</b> ）とする。また、基本開園時間後は <b>45分</b> を延長保育時間として最低限設けることとする。	
第13条	登降園の安全確保	乙は、園児の登降園時の安全確保及び違法駐車等防止のために必要な対策を講じるとともに、園児及び保護者に対する交通安全教育に努めるものとする。	協定書締結にあたり、諸条件よりも具体的な内容を記載しました。
第14条第1項 第3号	職員の配置	4歳以上について 30人⇒25人	国の配置基準が変わったため修正しました。
第15条第2項	入所園児	本園に入園する子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもであって、同法第19条第1項第1号に該当するものは、乙が入園を決定するものとし、 <b>決定方法については、甲乙協議の上、乙が別に定めるものとする。</b> ただし、校区内（真菅北小学校区及び耳成西小学校区）に居住する1号認定の入園希望者については、原則として全員入園させるものとする。	協定書締結にあたり、太字部分を追加しました。
第20条第2項	個人情報の取扱い及び守秘義務	乙の職員は、職務上知り得た個人情報又は甲が秘密と指定した情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。	協定書締結にあたり、諸条件よりも踏み込んだ内容を記載しました。
第3項		乙は、前項に定める守秘義務を厳守させるため、乙の職員に対する研修を実施するなど適切な指導を行わなければならない。	協定書締結にあたり、諸条件よりも踏み込んだ内容を記載しました。

項目		変更後内容	変更理由
第22条第1項	保護者アンケート	乙は、施設の管理運営や提供する保育サービスについて保護者アンケートを実施するものとする。保護者アンケートのアンケート項目などの内容については、三者協議会にて事前の協議を行うものとする。	協定書締結にあたり、諸条件よりも具体的な内容を記載しました。
第2項		乙は、保護者アンケートの結果については、保護者の意見を酌み真摯に対応するものとする。	
第37条第1項 ～第8項	暴力団排除に係る解除		諸条件にはありませんが、暴力団排除について記載しました。
第40条第1項	協定に違反した場合の措置	甲は、乙が正当な理由なく本協定に従って保育及び教育等を行っていないと認めるときは、認定こども園法第34条第10項の規定により勧告を行うことができる。	認定こども園法の規定に基づいて記載しました。
第2項		甲は、前項の規定により勧告を受けた乙が当該勧告に従わないときは、認定こども園法第34条第11項の規定により指定を取り消し、本協定を解除することができる。	
第3項		乙は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、本園について、認定こども園法第17条第1項の規定による廃止の認可を申請しなければならない。	
第4項		乙は、前項の規定による廃止の認可の申請をしたときは、当該申請の日前1月以内に本園で保育及び教育等を受けていた者であって、当該廃止の日以降においても引き続き当該保育及び教育等に相当する保育及び教育等の提供を希望する者に対し、必要な保育及び教育等が継続的に提供されるよう、甲及び他の幼保連携型認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。	
第41条第3項	損害賠償	乙は、本協定の項目を履行しないために甲に損害を与えたとき、又は甲により本協定を解除された場合は、その損害を賠償しなければならない。	協定書締結にあたり、諸条件よりも踏み込んだ内容を記載しました。
第45条	裁判管轄	本協定に関する訴えの管轄裁判所は、奈良地方裁判所とする。	諸条件にはありませんが、協定書になるため記載しました。
第46条	事業提案	乙は、本園の管理及び運営業務を行うに当たり、原則、事業提案内容を遵守するものとする。	諸条件にはありませんが、提案内容に即した運営を行っていただくため、記載しました。
第47条	疑義等の決定	本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。	諸条件にはありませんが、協定書になるため記載しました。